

社会福祉法人大和清風会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日までの 3年間

2、内容

目標1：計画期間中に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること。
女性職員・・・取得率を80%以上にする。

<対策>

- 令和5年4月～ 男性職員も育児を休業取得できることを周知するため取得のための管理職を対象として研修を実施する。
- 令和5年4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした案内をする。

目標2：小学校入学前までの子を持つ職員の短時間勤務制度の継続を検討する。

<対策>

- 令和5年4月～ 取得状況を確認して、規則の継続を検討する。

目標3：所定労働時間を削減するため、部署によりノー残業デイを継続的に実施する。残業の適正な管理を行う。

<対策>

- 令和5年4月～ 部署ごとにノー残業デイを検討し実施する。
- 令和5年4月～ 部署ごとに業務内容の検討し業務の負担の軽減を図る。

目標4：年次有給休暇取得日数の前年度以上を目指す。家族の看護休暇・介護休暇を取得しやすくする。

<対策>

- 令和5年4月～ 部署ごとに有給休暇・看護休暇・介護休暇がとりやすい環境を検討する。
- 令和5年4月～ 部署ごとに業務に支障のない範囲で有給休暇が取得できる体制を検討・実施する。